

2020年度 第4回 千葉大学アカデミック・リンク/ALPS セミナー

著作権法改正は 大学教育に 何をもたらすか



竹内 比呂也
千葉大学アカデミック・リンク・センター長

授業目的公衆送信補償金制度の本格実施に向けて

2021
14:30 1.27 (水)
16:00 @Zoomウェビナー

申込方法 ①または②の方法で、
2021年1月25日(月)までにお申込みください。

- ① 二次元バーコードから申込フォームに入力し、送信してください。
- ② 次のURLから申込フォームに入力し、送信してください。



https://alc.chiba-u.jp/seminar/seminar2020_04.html

「授業目的公衆送信補償金制度」はコロナ禍において、令和2年4月に緊急的かつ特例的な運用にて開始されました。令和3年度からは本格的な運用となり、その指針は教育関係者・権利者・有識者から構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」での議論をふまえてまとめられ、令和2年12月に公開されました。

本セミナーでは、このフォーラムの共同座長を務める当センター長の竹内比呂也が講演をおこないます。授業目的公衆送信補償金制度の本格実施が大学教育に何をもたらすか、参加者の皆様とともに考えていきます。

2020年度 第4回 千葉大学アカデミック・リンク / ALPS セミナー

著作権法改正は大学教育に 何をもたらすか

— 授業目的公衆送信補償金制度の本格実施に向けて —

[日時] 2021年1月27日(水) 14:30～16:00

[開催方法] Zoomによるウェビナー

[講師] 竹内 比呂也 (千葉大学アカデミック・リンク・センター長)

[概要] 平成30年の「著作権法の一部を改正する法律」(「平成30年改正著作権法」)により、「授業目的公衆送信補償金制度」が創設されました。当初は、同法の公布日(平成30年5月25日)から3年以内に施行するとしており、令和3年4月からの施行に向けて関係者間での調整が進められていました。

このような中、新型コロナウイルス感染症が流行したことで、大学をはじめとする多くの教育機関では、オンラインによる遠隔授業の導入が検討されました。オンラインによる遠隔授業の実施に際し、「平成30年改正著作権法」施行前の段階では個別に権利者の許諾が求められることから、コロナ禍での教育現場の状況を鑑み、当初の予定を1年前倒して令和2年4月末に同法を施行しました。また、本来であれば、「授業目的公衆送信補償金制度」を利用するにあたり、教育機関は指定管理団体に一括して補償金を支払うことが求められますが、令和2年度に限り補償金額を無償とすることが決定されました。

以上のようなコロナ禍という特殊な状況下において、「授業目的公衆送信補償金制度」は緊急的かつ特例的な運用にて開始されましたが、令和2年12月18日に補償金額が文化庁長官より認可され、令和3年度からは本格的な運用が開始されます。令和3年度以降の「運用指針(ガイドライン)」は、教育関係者・権利者・有識者から構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」での議論をふまえてまとめられ、令和2年12月24日に公開されました。

今回のセミナーでは、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の共同座長を務める当センター長の竹内比呂也が「授業目的公衆送信補償金制度」の本格実施をふまえ、その意義等について講演を行います。「授業目的公衆送信補償金制度」や、著作物を活用した今後の授業、学習のあり方について、参加者の皆様とともに考えていきます。

[申込方法] 下記の1または2の方法で、2021年1月25日(月)までにお申込みください。

1. 二次元バーコードから申込フォームに入力し、送信してください。

2. 次のURLから申込フォームに入力し、送信してください。

https://alc.chiba-u.jp/seminar/seminar2020_04.html



[主催] 千葉大学アカデミック・リンク・センター

(教育関係共同利用拠点「教育・学修支援専門職を養成する実践的SDプログラムの開発・運営拠点」)

千葉市稲毛区弥生町1-33 千葉大学西千葉キャンパス内

TEL:043-290-2891

MAIL:alps-info@chiba-u.jp

URL:https://alc.chiba-u.jp/

[共催] 大学学習資源コンソーシアム (CLR)